

平成19年第1回

石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

自 平成19年7月6日

至 平成19年7月6日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

第1号（7月6日）

| | |
|-----------------|---|
| 1. 招集年月日 | 1 |
| 1. 招集場所 | 1 |
| 1. 出席議員、欠席議員 | 1 |
| 1. 説明のため出席した者 | 1 |
| 1. 職務のため出席した職員 | 1 |
| 1. 議事日程 | 1 |
| 1. 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 1. 臨時議長の紹介 | 3 |
| 1. 開 会（午後1時24分） | 3 |
| 1. 開 議 | 3 |
| 1. 一部仮議席の指定 | 3 |
| 1. 広域連合長あいさつ | 3 |
| ○広域連合長（山出 保君） | 3 |
| 1. 議長の選挙 | 4 |
| 1. 当選の告知 | 4 |
| 1. 当選の承諾 | 4 |
| ○1番（宮保喜一君） | 4 |
| 1. 一部議席の指定 | 5 |
| 1. 諸般の報告 | 5 |
| 1. 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 1. 会期の決定 | 5 |
| 1. 副議長の選挙 | 5 |
| 1. 当選の告知 | 6 |
| 1. 当選の承諾 | 6 |
| ○13番（谷口正一君） | 6 |
| 1. 議案上程（議案第11号） | 6 |
| 1. 提案理由の説明 | 7 |
| ○広域連合長（山出 保君） | 7 |
| 1. 質 疑 | 7 |
| 1. 採 決 | 7 |
| 1. 副広域連合長あいさつ | 7 |
| ○副広域連合長（村 隆一君） | 7 |
| 1. 議案上程（議案第12号） | 8 |
| 1. 提案理由の説明 | 8 |
| ○広域連合長（山出 保君） | 8 |
| 1. 質 疑 | 8 |
| 1. 採 決 | 9 |
| 1. 閉 議 | 9 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 閉 会 (午後 1 時 4 5 分) | 9 |
| 〔参照〕 説明員の出席及び委任について (通知) | |
| 1. 署名議員 | 11 |

平成19年7月6日（金曜日）

第 1 号

○招集年月日

平成19年7月6日

○招集場所

金沢市観光会館

○出席議員（19名）

| | |
|------------------|------------------|
| 1番 宮保 喜一（金沢市）君 | 2番 仙田 忍（七尾市）君 |
| 3番 橋本 康容（小松市）君 | 4番 梶 文秋（輪島市）君 |
| 5番 泉谷満寿裕（珠洲市）君 | 6番 大幸 甚（加賀市）君 |
| 7番 川口 正雄（羽咋市）君 | 8番 杉本 正一（かほく市）君 |
| 9番 北村 登（白山市）君 | 10番 中野眞治郎（能美市）君 |
| 11番 坂井 毅（川北町）君 | 12番 大東 和美（野々市町）君 |
| 13番 谷口 正一（津幡町）君 | 14番 渡辺 旺（内灘町）君 |
| 15番 林 一夫（志賀町）君 | 16番 林 一郎（宝達志水町）君 |
| 17番 杉本 栄蔵（中能登町）君 | 18番 石川 宣雄（穴水町）君 |
| 19番 持木 一茂（能登町）君 | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|--------------|---------------|
| 広域連合長 山出 保 君 | 副広域連合長 村 隆一 君 |
| 事務局長 西川 文明 君 | 総務課長 岡部 亮 君 |
| 業務課長 寺二 奉代 君 | 会計管理者 若狭 義高 君 |

○職務のため出席した職員

事務局次長 岡 健一 君

○議事日程（第1号）

平成19年7月6日（金）午後1時20分開議

日程第1 一部仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

- 日程第3 一部議席の指定
日程第4 諸般の報告
日程第5 会議録署名議員の指名
日程第6 会期の決定
日程第7 副議長の選挙
日程第8 議案第11号 石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第9 議案第12号 石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
-

○本日の会議に付した事件

- 議案第11号 石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
議案第12号 石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長の選挙
副議長の選挙

○臨時議員の紹介

○次長（岡 健一君） 事務局の岡です。石川県後期高齢者医療広域連合議会の議長及び副議長とも欠員でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の川口正雄議員をご紹介します。

〔臨時議長（川口正雄君）議長席に着席〕

○臨時議長（川口正雄君） ただいまご紹介をいただきました川口です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく申し上げます。

~~~~~

## ○開会・開議

午後1時24分 開会

○臨時議長（川口正雄君） ただいまから平成19年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は19名で、定足数に達しております。

よって、本日の会議を開きます。

~~~~~

○一部仮議席の指定

○臨時議長（川口正雄君） それでは、日程第1一部仮議席の指定を行います。

一部仮議席は、ただいま着席の議席とします。

~~~~~

## ○広域連合長あいさつ

○臨時議長（川口正雄君） ここで、山出広域連合長より招集のごあいさつをお願いいたします。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方には、ご多忙のなか、ご出席をいただきましたことにお礼を申し上げます。

石川県後期高齢者医療制度につきましては、平成20年の4月1日からの施行を間近に控えまして、目下、電算システムの構築、また、保険料の条例制定の準備等を進めております。

しかし、政省令が遅れておりますことや、大きい財政負担が心配でございますけど、全国市長会とか町長会におきまして、国に対するこの仕組みの円滑な実施に向けていろいろ要請がなされているところでございます。

石川県の後期高齢者医療広域連合の、最大の案件は、保険料の決定であるというふうに思っております、このことを、十分に検討をいたしましたうえで、今議会での充分ご審議をいただき、適正に処理してまいりたい、こう思っている次第でございます。

今日は、統一地方選挙後の議長の選挙と、また、議案の審議をしていただく予定でございます。どうか、よろしく、お願いをしまして、簡単ですが、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

○議長選挙

○臨時議長（川口正雄君） これより、日程第2議長の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川口正雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川口正雄君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。議長に宮保喜一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました宮保喜一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（川口正雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮保喜一君が議長に当選されました。

~~~~~

## ○当選の告知

○臨時議長（川口正雄君） ただいま議長に当選された宮保喜一君が議場におられます。会議規則第28条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔「議長、1番」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

○当選の承諾

○臨時議長（川口正雄君） 宮保喜一君。

〔1番（宮保喜一君）登壇〕

○1番（宮保喜一君） 金沢市の宮保でございます。ただいま、皆様方のご推挙により、第2代石川県後期高齢者医療広域連合議会議長の要職に就くこととなりましたことは、誠に名誉なことであるとともに、その重責を痛感いたしている次第でございます。

さて、本県広域連合の議会は、市議会議員、町議会議員、市長、町長から構成されるという全く新しい議会組織ではありますが、その特徴を活かし、高齢者の意見を十分に反映し、後期高齢者の医療に関する重要な事項を決定することが、本議会の使命であると思っております。微力ではございますが、議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力いたす所存でございます。なにとぞ各位におかれましては、一層のご協力を賜りますようお願い

願ひ申し上げまして、議長就任のごあいさつとさせていただきます。 (拍手)

○臨時議長(川口正雄君) ただいま宮保喜一君から議長当選の承諾がありましたので、議長に決定いたしました。

それでは、宮保議長、議長席にお着き願ひます。

以上で臨時議長の職務は終了しました。ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。 (拍手)

〔臨時議長(川口正雄君)退席、議長(宮保喜一君)着席〕

~~~~~

### ○一部議席の指定

○議長(宮保喜一君) 日程第3一部議席の指定を行います。

一部議席は、ただいま着席の席を議席といたします。

~~~~~

○諸般の報告

○議長(宮保喜一君) 日程第4諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定による今臨時会の説明員の氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご報告いたしておきます。

なお、上着の着用はご自由に願ひます。以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### ○会議録署名議員の指名

○議長(宮保喜一君) 日程第5会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に橋本康容君及び石川宣雄君を指名します。

~~~~~

○会期の決定

○議長(宮保喜一君) 日程第6会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮保喜一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

~~~~~

### ○副議長の選挙

○議長(宮保喜一君) 次に、日程第7副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮保喜一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。副議長に谷口正一君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました谷口正一君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷口正一君が副議長に当選されました。

~~~~~

○当選の告知

○議長（宮保喜一君） ただいま副議長に当選された谷口正一君が議場におられます。

会議規則第28条第2項の規定によって、当選の告知をします。

〔「議長、13番」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

### ○当選の承諾

○議長（宮保喜一君） 谷口正一君。

〔13番（谷口正一君）登壇〕

○13番（谷口正一君） いまほど、皆様方のご推挙によりまして、副議長に選ばれました津幡町の谷口です。

後期高齢者医療制度は、翌年4月の施行を控え、限られた時間の中、保険料決定などの重要な課題が数多くあります。このような時期に、石川県後期高齢者医療広域連合の副議長に選ばれましたことは、誠に光栄なことと存じ、責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

これからは、宮保議長とともに、副議長として、適正な議会運営に及ばずながら務めてまいりたいと思います。

皆様方のご支援を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（宮保喜一君） ただいま谷口正一君から副議長当選の承諾がありましたので、副議長に決定いたしました。

~~~~~

○議案上程

○議長（宮保喜一君） 次に、日程第8議案第11号石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。

~~~~~

## ○提案理由の説明

○議長（宮保喜一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 議案第 11 号石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてご説明申し上げます。

新たな高齢者医療制度の運営主体として設立されました、石川県後期高齢者医療広域連合でございますが、組織の円滑な運営には、構成するすべての市と町が緊密に連携を取る必要があります、この構成市町間の連絡調整が大変重要となってまいります。

広域連合長として私が市のほうから選出されておりますので、副広域連合長につきましては、町からの代表を選任されていたところでございました。今回、前任の川北町の西田耕豊町長に代わりまして、石川県町長会会長でございます、津幡町の村隆一町長を選任いたしたく、提案をさせていただいた次第でございます。後ほど、よろしくご決議を賜りますようご審議の程お願いします。

~~~~~

○質 疑

○議長（宮保喜一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） なしと認めます。

~~~~~

## ○採 決

○議長（宮保喜一君） これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 11 号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号については、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○副広域連合長あいさつ

○議長（宮保喜一君） ここで、副広域連合長の出席を求めることとします。

〔副広域連合長（村 隆一君）議場入場・着席〕

○議長（宮保喜一君） ただいまご出席いただきました、村隆一副広域連合長から、あいさつの申し出がありましたので、これを許します。

〔副広域連合長（村 隆一君）登壇〕

○副広域連合長（村 隆一君） 一言ごあいさつを申し上げます。ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任同意をいただきました。津幡町長の村でございます。

現在の医療制度は、医師不足など大変厳しい現状であります。大きな改革の中にあり、一方、地方財政も大変厳しい状況になっております。

このような中で、副広域連合長に選ばれましたことは、誠に責任重大なことであり、この重大さを認識しながら行政にあたっていきたい、このように思っておるところでございます。

さて、広域連合は、急速な少子高齢化に対応し、県全域を単位とする広域化によって健全な財政運営を図り、高齢者の方が、安心して医療サービスの提供を受けられるよう後期高齢者医療制度を円滑に実施することが、最大の課題であると私は思っております。

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が、順調かつ施行できるよう、山出広域連合長を補佐をいたしまして、副広域連合長として努力をさせていただきたいと思っております。皆様方のご指導をお願い申し上げたいと思っております。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。 (拍手)

○議長（宮保喜一君） 副広域連合長のあいさつは終わりました。

○議案上程

○議長（宮保喜一君） それでは、議事を進行します。日程第9議案第12号石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○提案理由の説明

○議長（宮保喜一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長山出保君。

〔広域連合長（山出 保君）登壇〕

○広域連合長（山出 保君） 議案第12号石川県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

広域連合議会議員などの特別職の職員が広域連合議会又は会議等に出席する場合の費用弁償を旅費として支給する規定についてでございます。現行は、議員等の特別職が議会又は会議等に出席する場合において公用車使用の場合にありましても費用弁償を支給することになっておりますが、旅費の支給について、費用弁償の支給と公用車の供与との重複支給になる可能性がございますために、今回、公用車使用の場合にありましても、費用弁償を支給しない旨の規定を盛り込むことにした次第でございます。以上、条例改正議案につきましてご審議のうえ、よろしくご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○質 疑

○議長（宮保喜一君） 提案理由の説明が終わりました。本案につき、ご質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） なしと認めます。

~~~~~

## ○採 決

○議長（宮保喜一君） これより採決いたします。

お諮りします。

議案第12号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮保喜一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○閉議・閉会

○議長（宮保喜一君） 以上をもって、今期臨時会の議事全部を終了いたしました。

これをもって、平成19年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会

[参 照]

(写)

広 総 第 4 4 号
平成19年7月6日

石川県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 山 出 保

説明員の出席及び委任について（通知）

平成19年7月6日付け広議第8号で請求された地方自治法第121条の規定に基づき平成19年第1回（7月）石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の説明員は、次のとおりです。

| | |
|-------|---------|
| 事務局長 | 西 川 文 明 |
| 総務課長 | 岡 部 亮 |
| 業務課長 | 寺 二 奉 代 |
| 会計管理者 | 若 狭 義 高 |

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 川口正雄

議会議長 宮保喜一

署名議員 橋本康容

署名議員 石川宣雄